

今後の国との協議について

1 農地転用許可の権限移譲及び農林漁業調整に係る基準の明確化について

(1) 農地転用許可の権限移譲

これまでの協議では、権限移譲に向けた前向きな回答はまったく得られなかったが、国は、平成 21 年の改正農地法の附則に基づき、平成 26 年 12 月までに、農地転用事務の実施主体のあり方等について検討し、必要な措置を講ずることになっている。

しかしながら、特区エリア内に早急に産業適地を創出していく必要があるため、平成 26 年 12 月より前において、特区エリア内の工業系特定保留区域及び一般保留における農地転用に係る権限移譲・関与の廃止が実現するよう、引き続き要請していく。

(2) 農林漁業調整に係る基準の明確化

今後、特区エリア内にある工業系特定保留区域及び一般保留が市街化区域に編入される際や、第 7 回線引き見直しの際に行われる農林漁業調整において、農振農用地の代替地の要求がなされないかを確認していくとともに、資料作成の負担軽減や手続きの迅速化、可能な範囲における基準の明確化がなされているかを注視し、不適切な事例が確認された場合には、適宜、国と協議していく。

2 ロボットの実証実験を行う上での規制緩和について

次の 2 つのロボットについては、実証実験の実施に当たり法令等に抵触するおそれもあり、現在、規制の有無等について関係省庁に確認を行っている。

今後、規制緩和が必要であることが明らかになった場合には、秋協議の対象案件として国に規制緩和を求めていく。

(1) 災害状況を把握する飛行船ロボット

特区での位置付け

重点プロジェクト

実施主体

J A X A ほか

事業概要

災害現場の情報収集や監視を長時間継続して行う飛行船型の無人飛行ロボット

抵触する可能性のある法令

航空法（所管：国土交通省）

(2) 妊婦の腹部から胎児の状況を把握するロボット

特区での位置付け

公募型「実証実験支援事業」

実施主体

早稲田大学

事業概要

妊婦の腹部に装着し、遠隔地の産婦人科医の操作により、胎児の健康チェックをはじめ、身体測定を行う超音波診断ロボット

抵触する可能性のある法令

医師法（所管：厚生労働省）

3 その他

国の法規制によって実証実験の実施や実用化が妨げられている案件を全国から募集し、「さがみロボット産業特区」のメリットを生かして規制の緩和を図り、実用化を目指していく取組みについても今後検討する。